

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について
(令和5年3月31日までに取得したもの)

広陵町から認定された先端設備等導入計画に基づき取得した設備等について、下記の要件を満たす場合、固定資産税が3年間ゼロに軽減されます。

(注) 先端設備等導入計画の申請時に工業会の証明書を添付していない場合は、
償却資産の申告の際に、当該証明書の写しを添付してください。

特例措置を受けるための要件

対象者		先端設備等導入計画の認定を受けた者のうち、以下の者 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※大企業の子会社を除く。
適用期間		以下の期間に、当町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備・事業用家屋が対象となります。 事業用家屋及び構築物 令和2年4月30日～令和5年3月31日 それ以外 平成30年6月6日～令和5年3月31日
対象設備	償却資産	下記の設備のうち、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するもの 【設備の種類（取得価格／販売開始時期）】 ・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具及び備品（30万円以上／6年以内） ・建物附属設備（60万円以上／14年以内） ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く。 ・構築物（120万円以上／14年以内）
	事業用家屋	・取得価額が120万円以上であること。 ・取得価額の合計額が300万円以上の先端設備を稼働させるために、取得したものであること。
	共通要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと（事業用家屋の場合は新築）